

議案第 8 号

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員等の旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和7年4月1日に施行される国家公務員等の旅費制度の改正に合わせ、本町の職員等に関する旅費制度を改正するもの。

旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、宿泊料金の短期間での変動等、社会情勢の著しい変化に対応するため改正を行う。

2 改正内容

- 宿泊料は「宿泊費」に改め、定額支給から上限付き実費支給に改める。
 - ・ 規則において、出張先の都道府県ごとに「宿泊費基準額（上限額）」を設定（国家公務員の旅費制度改正に準拠）
- 移転料は「転居費」に改め、定額支給から新旧の住居の移転にかかる実費支給に改める。
- 長期間の研修、講習、訓練など目的とする特別な旅行にかかる日額旅費は廃止し、通常の旅費同様、実費支給に改める。
- 昼食代を含む諸雑費としての「日当」及び水路旅行並びに航空旅行において支給された「食卓料」は廃止し、宿泊により生じる掛かり増し費用等に充てるための旅費として、宿泊を伴う出張にのみ支給する「宿泊手当（2,400 円/夜）」を新設
- 交通費と宿泊料が一体となった料金（パック旅行商品代）のための旅費種目として「包括宿泊費」を新設
 - ・ 交通費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。
- 旅費の請求は、旅行した職員本人とされているところ、旅行代理店等を通じて手配する際の手続の改善等に資するよう、職員以外の者の請求・受給を可能とする。

ほか

3 施行期日 令和7年4月1日

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条～第6条） 第2章 旅費の種目及び内容（第7条～第22条） 第1節 通則（第7条～第8条） 第2節 交通費（第9条～第13条） 第3節 宿泊費等（第14条～第16条） 第4節 転居費等（第17条～第19条） 第5節 その他の種目（第20条～第22条） 第3章 雑則（第23条～第29条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 略 2 町が職員（日野町職員の給与に関する条例（昭和48年日野町条例第6号）に規定する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）除く。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 （定義）	目次 第1章 総則（第1条～第13条） 第2章 内国旅行の旅費（第14条～第27条） 第3章 外国旅行の旅費（第28条） 第4章 雑則（第29条～第31条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 略 2 町が職員（日野町職員の給与に関する条例（昭和48年日野町条例第6号）に規定する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）除く。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 出張 職員が公務のため一時在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所又は居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を1にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行者法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)及び次の各号

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 及び (2) 略

(3) 出張 職員が公務のため一時在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を1にしていた他の親族をいう。

に定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であ
って、本町と旅行役務提供契約（旅行者等が本町に対して旅行
に係る役務及びカード等（本号において割賦販売法（昭和36年法
律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。）を旅
行者に提供することを約し、かつ、本町が当該旅行者等に対し
て当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約
をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄
道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定す
る軌道経営者

イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定す
る船舶運航事業者

ウ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空
運送事業を営業者

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定
する一般旅客自動車運送事業者

オ 旅館業法（昭和23法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業
を営む者

カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に
規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法
（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事
業者

キ 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

ク 割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者

(本町との契約によりカード等を前各号に掲げる者が提供する
役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者
に提供する場合に限る。)

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号の1に該当する場合には、当該各号
に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 略

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、
当該職員の遺族

(3)～(5) 略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方
公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職
等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定によ

2 この条例において「何級の職務」という場合には、日野町職員の
給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第3条第1項に規定す
る行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けな
い者については、任命権者が町長と協議して定めるこれに相当す
る職務)をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市
町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の
存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうも
のとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁の存する
町村の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の1に該当する場合に
は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 略

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当
該職員の遺族

(3)～(5) 略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方
公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職
等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

る旅費は支給しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他次の各号に定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第17条、第19条第1項及び第23条第1項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他次の各号に定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 交通事故その他の旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

る旅費は支給しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、本町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを通知するいとまがない場合には、

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅

口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。	旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
5及び6 略	5及び6 略
第5条 略	第5条 略
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第6条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。	第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかった部分の金額の支給を受けることができない。
2～4 略	2～4 略
5 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。	5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。
第2章 旅費の種目及び内容	
第1節 通則	
(旅費の種目)	(旅費の種類)
第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行

族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

15 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を起

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、外国に

える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

おけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法第2条第18項に規定する航空運送

事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第12条 車賃(私有自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車のうち公用の自動車以外のもの)で職員が使用するものをいう。)を利用して行う旅行で、旅行命令権者が特に私有自動車により旅行を行う必要があると認めたものとして支給する旅費をいう。以下同じ。)は、路程に応じ1キロメートル当たり25円として換算した額により支給する。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(公務のため必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第3節 宿泊費等
(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき2,400円とし、外国旅行にあつては、通常要する費用の額を勘案して規則で

定める一夜当たりの定額とする。ただし、宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は額は、別途規則で定める。

第4節 転居費等

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転す

るまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第20条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第21条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てたるための費用とし、その額は、930,000円とする。

（在勤地内旅行の旅費）

第22条 在勤地内における旅行については、次の各号の1に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合には、鉄道賃及び第13条に定めるその他の交通費の実費
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行(片道150キロメートル以上のものに限る。)において、当該料金を支給することが適当と認められる場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、
中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、
下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 特別船室料金を支給することが適当と認められる場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- (航空賃)
- 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
- (車賃)
- 第17条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (日当)
- 第18条 日当の額は、別表の定額による。
- (宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に
は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の
際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の
鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食
卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1
に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の
日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。た
だし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者
ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分
の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は
第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住

地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができている額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えないことができる。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認めて町長が指定するものとする。

(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅

費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第25条 在勤地内における旅行については、次の各号の1に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、鉄道賃、船賃、車賃の実費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、か

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等となった日(以下「退職等の日」という。)の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための国内旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための国内旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により職員が出張のための外国旅

行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するとき
は、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転料に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、
第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費（死亡手当に係
るものは除く。）は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の
例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本
邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものと
して計算した旅費

- (2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、赴任の
例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算
した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るも
のは除く。）は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住
地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅
行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)と
する。

- 3 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るも
のは除く。）は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地

つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した
旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に
規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの
往復に要する前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した
死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

との間を往復するものとして計算した旅費とする。

- 4 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条各号、第11条各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第28条 外国旅行の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第26条 旅行命令権者は、旅行者が本町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第27条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第28条 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又

(旅費の調整)

第29条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第30条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

はこれに基づく規則に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅行命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第29条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第31条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

別表(第17条―第22条、第25条関係)内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		県内	県外	
25円	1,100円	9,800円	10,900円	2,200円

備考

日当の額

出張地		日当の額
鳥取県内		支給しない
鳥根県		

安来市	松江市	雲南市	出雲市	太田市
江津市	仁多郡	飯石郡	邑智郡	
岡山県内				
広島県				
庄原市	三次市	安芸高田市	府中市	福山市
尾道市	三原市	竹原市	東広島市	神石郡
世羅郡	山県郡	(北広島町)		

2 移転料

区分	鉄道50 キロメ ー トル 未満	鉄道50 キロメ ー トル 以上10 キロメ ー トル 未満	鉄道10 キロメ ー トル 以上30 キロメ ー トル 未満	鉄道30 キロメ ー トル 以上50 キロメ ー トル 未満	鉄道50 キロメ ー トル 以上100 キロメ ー トル 未満	鉄道1, 500キ ロメー トル以 上2,00 上	鉄道2, 000キ ロメー トル以 上
3級以上の 職務にある 者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	324,000 円
2級以下の 職務にある 者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	282,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。